## ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領

- 1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナル デモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。
- 2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。
- 3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA 級検定員資格または公認スキーB級検定員資格を有し、加盟団体長の推薦を得た者とする。
- 4. 公認スキーB 級検定員で、ナショナルデモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA 級検定員を取得することとする。任期中に公認スキーA 級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモンストレーター選考会に参加することはできない。
- 5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。
- 6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男子 20 名以内、女子 8 名以内とする。
- 7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。
- 8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 58 年 8月		改訂
昭和 61 年 5月		改訂
平成元年 2月		改訂
平成 3年 9月		改訂
平成 5年 6月 2	6 日	改正
平成 5年10月1	9 目	改正
平成 7年10月1	3 目	改正
平成 12 年 9月2	日 0	改正
平成 13 年 12 月 1	.8 日	改正
平成 14 年 11 月	5 日	改正
平成 16 年 4月	2 日	改正
平成 19 年 7月	5 日	改正
平成 20 年 9 月 1	6 目	改正
平成 21年 9月 1	.8 目	再掲
平成 23 年 9 月 2	日 03	改正
平成 25 年 7月	9 日	改正
平成 29 年 7月 1	5 目	改正
令和元年 9月2	7 目	改正
令和2年 9月2	5 日	改正
令和3年 1月2	9 日	改正